

国立大学法人滋賀医科大学 I R 室規程

平成 31 年 3 月 28 日制定
令和 5 年 9 月 29 日改正

(設置)

第 1 条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学 I R 室の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 I R 室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学長の意思決定及び各種評価に係る情報の収集並びに分析に関すること。
- (2) 大学運営及び人材育成に係る総合的な戦略の企画立案における支援に関すること。
- (3) 大学運営に必要な情報の収集、分析、提供等に関すること。

(組織)

第 3 条 I R 室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 情報総合センターの教授 1 名
- (5) 教育推進本部長が推薦する者 1 名
- (6) 研究活動統括本部長が推薦する者 1 名
- (7) 医学部附属病院長が推薦する者 1 名
- (8) その他学長が必要と認める者

- 2 室長は、学長が指名する教員をもって充て、I R 室の業務を総括する。
- 3 第 1 項第 2 号の室員として専任の教職員を置くとともに、必要に応じて兼務の教職員を置くことができる。
- 4 第 4 号から第 8 号までの職員は、学長が委嘱し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員により補充された前項の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第 4 条 I R 室に必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、I R 室が別に定める。

(情報収集)

第5条 IR室は、第2条に規定する業務に関して必要とする場合は、当該業務に関係する組織に対し保有する情報の提供を求めることができ、また、IR室自らが当該業務に関する情報を収集することができる。

(事務)

第6条 IR室の事務は、情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関し必要な事項は、IR室が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。